平成２３年（フ）第２００５号
大阪府豊中市清風荘１－７－23―306、開始決定時の住所大阪府豊中市刀根山６丁目５番76―102号
破産者　福田　一晃
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午後４時
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１１号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―201号
破産者　生田　智章
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午後３時30分
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２７号
大阪市西区阿波座１丁目10番18号
破産者　株式会社マルテン天満屋
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年12月１日午後３時30分
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３７号
大阪市天王寺区玉造元町13番10号　サカエ・マノワール302号
破産者　遠藤　房雄
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年11月17日午後３時30分
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１７号
大阪府茨木市新堂３－７－７、住民票上の住所大阪府高槻市玉川４丁目３番１号
破産者　深浦　義則
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年11月21日午後３時30分
平成23年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４５号
大阪市西成区松３丁目３番41号
破産者　安藤　芳夫
1　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午後３時30分
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５４７号
和歌山市新和歌浦１－１　和歌浦漁業水産会館２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地高知県須崎市大谷742番地の３
破産者　有限会社濱口水産
1　期日　平成23年９月26日午前10時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月30日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５２７号
宮崎市神宮東１丁目８番27号　神宮レジデンス203号、前住所宮崎市月見ケ丘１丁目14番９号
破産者　中野　　寛
異議申述期間　平成23年10月30日まで
平成23年８月30日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市黒神町2587番地43
破産者　桜島漁業生産組合
異議申述期間　平成23年10月31日まで
平成23年８月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５８号
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　株式会社平成興産
代表清算人　林　　成光
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第１１０号
東京都港区南青山１丁目26番４号
再生債務者　アプト・インターナショナル株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第６３号
東京都豊島区北大塚３丁目32番４号
再生債務者　株式会社Ｍ．Ｔコーポレーション
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月28日から平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
新潟県阿賀野市南安野町５番15号
再生債務者　山崎パイル株式会社
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月31日から平成23年11月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第２５号
神奈川県藤沢市石川６丁目３番地の９
再生債務者　株式会社ＳＮＴ（旧商号株式会社サンテム）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第５５号
静岡県磐田市岩井1907番地の1735
再生債務者　株式会社アイ・ビー・フォックスフーズ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１５号
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
再生債務者　株式会社東栄大和商事
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１号
大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦1608番地
再生債務者　株式会社名護屋機工
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年８月23日　大分地方裁判所佐伯支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第１１０号
東京都港区南青山１丁目26番４号
再生債務者　アプト・インターナショナル株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都中央区銀座６―13―16　銀座ウォールビル９階　橋元綜合法律事務所　弁護士　鈴木　道夫
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１０２号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目13番地16　ジュネスみずほ103
再生債務者　澤田美都子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月29日から平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部